

## 新型コロナウイルス 感染症への対応について

新型コロナウイルスに関する  
経営相談窓口の設置

商工会では、新型ウイルス感染症で影響を受ける事業所の皆様に対応するため、「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」を設置し、事業所の様々な相談に対応しています。

また、国や県が実施する様々な申請のサポートも実施しています。

### 【実施中の申請サポート】

●持続化給付金（国）

●家賃支援給付金（国）

●感染防止対策支援事業（県）

●G.O.T.O. トラブルの共通

クーポン券取扱申請（国） 等

### 飲食・観光業緊急支援金

新型コロナウイルス感染症によって影響を受けた、瀬戸内町内の飲食・観光業の方を支援するため、「緊急支援金」を支給しました。

対象になつたのは、令和2年3月～5月の月売上が前年同月比で



15%以上減収があり、今後も事業継続予定の商工業者で、町内250以上の事業所が対象になりました。

今回の支給については、瀬戸内町のふるさと応援基金が活用されおり、「町として早急に対応したい。」との思いから、5月中旬から支給することが出来ました。

### 感染防止ポスターの配布

新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐため、「入店時のマスク着用」「手指の消毒」へのご理解・ご協力をお願いするポスターを作成し、会員の皆様に配布しました。

このポスターは、理事会で提案された意見により作成し、会員事業所に配布しました。

ポスターについては予備が商工会に準備してありますので、必要な事業所の方は、お気軽に商工会にご連絡下さい。

- 感染症対策休業等協力金（県）
- 宿泊予約延期協力金（県）
- 事業継続支援金（県）
- デリバリ―・テイクアウト  
参入支援事業（県）

返済期間…運転資金15年以内  
うち据置期間…5年以内

利率…基準金利マイナス0.9%  
は前々年の同期と比較して  
5%以上減少した方

（当初3年間）

設備資金20年以内

### 資金繰り相談への対応

新型コロナウイルス感染症による資金繰りの悪化や、今後の資金繰りに備えるため、借入の相談をされる事業所が増えました。現在、商工会であつせんした事業所は34事業所となっています。

商工会では、新型コロナウイルス感染症関連融資に係るあつせん手数料についての申請があつた場合は、

金融あつせんに係る手数料を徴収しております。後述のコロナ関連貸付や特別利子補給制度もご利用できますので、資金繰りについて何か困ったことがありますたら、お気軽に商工会にご相談ください。

### 【口コロナ関連貸付について】

#### ●コロナウイルス感染症特別貸付

条件…最近1ヶ月の売上が前年又

は前々年の同期と比較して

5%以上減少した方

（当初3年間）

利率…基準金利マイナス0.9%

返済期間…運転資金15年以内

うち据置期間…5年以内

#### ●コロナウイルス対策マル経融資

条件…最近1ヶ月の売上が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少した方

利率…基準金利マイナス0.9%  
(当初3年間)

返済期間…運転資金7年以内  
設備資金10年以内

うち据置期間…運転資金3年以内  
設備資金4年以内

### ※どちらも既存公庫融資の借換可能

#### ●セーフティネット貸付（県制度）

条件…セーフティネット保証4号  
・5号に対応しているか？

売上高が前年同月比5%

1.6% or 2.2%

保証料…ゼロ or 2分の1

返済期間…10年以内

据置期間…5年以内

### 特別利子補給制度

日本政策金融公庫等の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」「新型コロナウイルス対策マル経融資」若しくは商工中金等による「危機対応融資」により借入を行つた中小企業者等で、一定の要件を満たす方は、最長3年間分の利子相当額を一括で助成します。

特別利子補給制度の申請書は、8月下旬以降、順次、貸付を行つた金融機関等から交付・郵送されますので、忘れずに申請をお願いします。